### 東洋町農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

東洋町

### 1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

## 2 促進計画の目標

### 1. 東洋町全域

# (1) 現況

本地域の生見地区では、丘陵地を利用した56 h a の果樹園があり、気象条件に適したポンカン、小夏(目向夏)の特産果樹に加え、はるみ、はるか、不知火、土佐文旦等様々な品種が栽培されており、柑橘類が本町の基幹作物となっているが、段畑での農作業は生産性が低く多大な労力を要しており、農業従事者の高齢化とともに、後継者育成の問題にも影響している。また、野根地区では、野根川流域の平坦部約126 h a のほとんどが水稲だけの一毛作田として利用されているが、高齢化や担い手不足が深刻な問題となっており、担い手への農地の集積を進めていくことが必要となっている。このことから、「農道・水路等の地域資源の基礎的保全活動や質的な向上を図る共同活動及び施設の長寿命化の活動」「農業生産活動を将来に向けて維持するための活動」「環境保全型農業の取組」など、多面的機能が適切に発揮される取組が必要である。

#### (2) 目標

本地域では、多面的機能の発揮の促進を図るため、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、地域共同による保全管理体制の拡充・強化や長寿命化に向けた地域ぐるみでの取組などにより法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進する。また、本地域の中山間地域等の条件不利地域においては、集落協定や農業者などの合意形成による集落営農の取組などにより法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進し、農業生産活動の継続的な実施を支援する。更に、本地域の実情に応じた環境保全型農業の取組への支援を行うことにより法第3条第3項第3号に掲げる事業を推進し、自然環境の保全に資する農業生産活動の普及・定着を図る。

# 3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業 に関する事項

|   | 実施を推進する区域 | 実施を推進する事業                                      |
|---|-----------|--|
| 1 | 東洋町全域     | 法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲<br>げる事業及び同項第3号に掲げる事業 |

# 4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施 を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

# 5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

- 1. 法第3条第3項第2号(中山間地域等直接支払)事業について、次の通り定める。
- (1)対象農用地の基準
  - 1) 交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1 h a 以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1 h a 未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1 h a 以上であるときは、対象とする。また、連坦している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、指定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

#### ア 対象地域

東洋町全域

### イ 対象農用地

- (ア) 急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上の 勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、 当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。
- (イ) 自然条件により小区画・不整形な田
- (ウ) 町長の判断によるもの
  - a 緩傾斜農用地

田 1/100 以上 1/20 未満、畑、草地及び採草放牧地 8 度以上 15 度未満 勾配は、団地の主傾斜により判断を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回って も、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には支払い対象とする。

b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地

急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率 40%以上、耕作放棄率:田 8%以上、畑(草地含む。) 15%以上の農地

## (2) 集落協定の共通事項

(ア) 協定構成員の事務負担の軽減のため、必要に応じて、事務の委託及び集落の取 組活動に要する経費の支出の促進を図るものとする。

安定した農業生産活動を営むためには水利の確保が必要なことから、パイプラインやスプリンクラーなどの施設整備の促進を図る。

(イ) 集落協定による共同取組活動を通じて耕作放棄を防止するとの観点から、交付金額のおおむね 1/2 以上が集落の共同取組活動に使用されることが望ましい。

### (3) 対象者

認定農業者に準ずる者とは、東洋町の人・農地プランの中心的経営体に位置づけられた者など地域の実情に合わせて町長が認定する者とする。

## (4) その他必要な事項

次の1)から4)の取組を集落協定に位置づける場合は、各項目に示す事項について、 集落協定に記述する。

- 1) 土地改良事業
  - ア 事業実施の目的
  - イ 事業の実施主体
  - ウ 実施する事業種目、事業内容及び事業規模
- 2) 災害復旧事業
  - ア 事業実施の目的
  - イ 事業の実施主体
  - ウ 実施する事業種目、事業内容及び事業規模
- 3) 地目の変更
  - ア 耕作者(所有者)名
  - イ 変更前後の地目及び面積
- 4) 集落相互間の連携
  - ア 近隣の担い手のいる集落等との連携(当該集落名、連携の活動内容、スケジュ ール)
  - イ 農業公社、NPO 法人、農作業受委託組織等、民間法人等の集落協定への参加・ 連携(当該法人名、連携の活動内容、参加内容、スケジュール)
  - ウ 近隣の小規模な集落協定との統合・連携